

総 務 経 済 委 員 会

招 集 年 月 日	令和 7 年 1 月 2 1 日					
招 集 の 場 所	湖西市役所 委員会室					
開閉会日時及び宣告	開 会	午前 1 1 時 0 0 分		委員長	滝本 幸夫	
	閉 会	午前 1 1 時 1 1 分		委員長	滝本 幸夫	
出席並びに欠席議員 出席 6 名 欠席 0 名 ○ ……………出席を示す ▲ ……………欠席を示す	氏 名		出 欠	氏 名		出 欠
	寺田 悟		○	滝本 幸夫		○
	福永 桂子		○	楠 浩幸		○
	荻野 利明		○	神谷 里枝		○
説明のため出席した 者の職・氏名	企画部長		山本 敏博			
	資産経営課長		藤井 公和			
	資産経営係長		置田 幸児			
職務のため出席した 者の職・氏名	局長	内山 浩二	書記	高橋 俊貴	書記	白井 麻貴
会議に付した事件	令和 6 年 1 2 月 定例会付託議案再審査					
会議の経過	別 紙 の と お り					

傍聴議員：菅沼 淳、土屋和幸、柴田一雄、山口裕教、竹内祐子、佐原佳美、馬場 衛、
相曽桃子、山本晃子

総務経済委員会会議録

令和 7 年 1 月 2 1 日（火）

湖西市役所 委員会室

湖西市議会

〔午前11時00分 開会〕

○**滝本委員長** それでは定足数に達しておりますので、会議を始めたいと思います。

それでは、議案第102号「湖西市行政財産の目的外使用に関する使用料条例制定について」審査に入ります。

本案については議長に対し閉会中の継続審査を申し出ましたが、先程の本会議で否決されるとともに、本案の審査を本日1月21日11時50分までに終了するよう期限を付されましたので、引き続き審査を行います。

いきなり質疑のところからですね、質疑は出尽くしたという感じまで出てるんで、討論のある方から、反対討論、賛成討論あると思いますので、出していただけますか。

楠委員。

○**楠委員** 私はまだ議論が足りないということで、先日もお話したとおりなんですけれども、せっかく後発でつくる条例ですので、誰のための条例なのかっていうところをやはり明確にすべきだということで、先日代替案を出して欲しいっていうことでしたので、あの条例にですね、目的と定義それから目的外使用の許可基準を追記してはどうかということで、第1条の目的にですね、やはり湖西市が保有する公共施設の目的外使用についてですね、適正かつ有効に運用することがやはり目的だと、その大前提として、市民福祉の向上ですとか、地域の活性化、そして市民や事業者の活動支援を図ることが、やはり目的、その公平性を担保するために使用料を徴収するのだよっていうことが本来のこの条例の条例制定の目的だというふうに考えております。

その定義はね、第2条の方でこの条例における目的外使用とは、公共施設が本来予定された使用目的とは異なる目的で一時的に利用されることを言うっていうふうに明確に定義をするべきだというふうに思っております。

3つ目にですね第3条として目的外使用の許可基準についてはですね、市長が次のいずれかに該当する場合に目的外使用を許可することができるということで4点挙げております。

市民活動または地域振興に資する場合ですとか、地域産業や地場企業の振興に寄与する場合、観光振興、文化芸術活動等、公益性の高い活動に利用される場合、その他市長が特に必要と認める場合というふうにですね、明確に示す必要があるんじゃないかということでこの間今回改めて提案をするということで、現条例については、反対として討論をさせていただきました。

以上です。

○**滝本委員長** はい。寺田委員。

○**寺田委員** 前回もお話したように、本条例は全6条が定められているんですが、条例にない項目については、最後の第6条の委任条項によって規則で詳細を定めるという御説明だったと思うんですけども、やはりその委任条項に頼って条文にないことを規則の方で細かく定めるというのはちょっと条例、この委任の解釈の拡大解釈に頼りすぎではないかというふうに感じております。よって各条項である程度の条文を、1行でもいいですので、そういうのを入れて、それに対してその詳細についてを規則で定めるというふうな形にして、わかりやすい条例ですね、この目的外使用というのは、市民にこの条例を読んでわかるような形、こういうものなんだなと。それでその詳細については規則の方を見て確認すると、そういった手順ですね、市民のために市民に開かれたそのわかりやすい条例にすべきというふうに私は思いますので、この条項について、他市町で、先進のところで条例が既にできてますので、そういったものを参考にして、もう一度この条例というのをですね、作り直していただけないかなというふうに考えております。

そういうことで私は反対します。

○**滝本委員長** はい。他に、福永委員。

○**福永委員** この条例はその行政財産の目的外使用料を規定して、その徴収するための制度設計を行うものということで理解しています。

ただ3点ほど、やはりあの課題が残っていると思うんですね。

楠委員がおっしゃったように、目的っていうところで、条例の意図がはっきりしていませんので、一応代替案を出

してくださいということで、私は目的第1条に、この条例は、湖西市が保有する公共施設の目的外使用を適正かつ有効に管理することで、市民福祉の向上を目指し、地域社会の活性化を促進するとともに、市民や事業所の多様な活動を支援することを目的とするということで入れた方が、具体的な公共利益に焦点を当てていることが明確になりやすいと思います。

それによってやはり市民がこの条例が市民生活に利益をもたらすんだと理解しやすくなりますし、また市民参加を促進する基盤になる可能性もあると思います。

それから、定義なんですけれども、定義がやはり明確化が不足しているんじゃないかということで、この定義を置くことを言っています。私の場合は曖昧さが残っていると思いますので、目的外使用の具体例を列挙して、条例の対象範囲を明確化すべきかなと、そういうふうに思います。

それから、第2条ですけれども、そこのところに市長が実情に応じて定める額ということであるんですけれども、こちらの方も精細な基準が不明瞭ではないかなと思いますので、市民や利用者に不透明な印象を与えるんじゃないかということで、少し、3として市長は使用料の具体的な算出基準を別途ガイドラインとして定め、公表しなければならないという条項を入れてもいいんじゃないかなと思います。

そういうことで、あと、監査および市民参画という観点からも、条項を入れても、市民のためには理解しやすいのではないかとこのところがありますけれども、市民の意見を反映させるために、公聴会など、条例改正を機に実施することを義務付けるなど、そういうことを考えていただければと思います。

以上です。

○**滝本委員長** よろしいですか。荻野委員。

○**荻野委員** 反対じゃなくて賛成の立場で一言述べさせていただきます。

これ皆さんが言うようにね、そんな難しく考える必要ないと思うんですよ。

今まで目的外使用に対して、お金を取っていなかったと、それをこれからは取るようにしましょうというだけのことでね。

どうも反対意見者の言ってることは理解できないっていうかね、私自身頭悪いもんだからかもしれませんが、非常に感じるんですね、もっと単純に考えていいんじゃないかこの条例についてはね、そう思います。

以上です。

○**滝本委員長** 神谷委員。

○**神谷委員** 私は賛成です。まずは県内で目的外使用の使用料を徴収していなかったもう何十年ですよ、それが湖西市と、1町でしたかね、何かあったんで、議員の一般質問によりそこに視点が行ってこれは条例をつくらなければいけないということで、まずは今荻野委員も言われましたように、本来は条例があれば収入を得ることができたのに何十年と納めていただかなかったっていう、まず本当に簡単に考えれば、だから今後この条例をまずは目的外使用をした場合は、使用料をいただきますよという法律をまずはつくりましょうというのが一番大きな今回の点だと思いますので、まずはしっかりと私はやっていけばいいと思います。

いろいろおっしゃってます今反対の方のご意見を伺いましたけれども、例えば新居地域センターは新居地域センターの条例、その中で使用許可、使用制限、使用料とか、目的外とかいろいろたわれ、西部地域センターもそういったことであつたわれ、北部多目的センターもそういった本当はそこ農村地域の振興みたいなのが目的で設置されて、今言われたように市民文化の云々とか、そういうことも全て各施設の条例の中に盛り込まれているっていうことを考えますと、まずはそれから、使用の制限ということも、この間寺田委員が質問してましたけども、そういうことも全部各条例の中に利用できる施設の中には全部条例に含まれています。

ですので、まずは単に今回は目的外使用をした場合は、使用料を徴収する。それが行政財産の利用にあたっては、利用する人も利用しない人にも公平な立場で受益者負担をしてもらうっていう、もうそれだけのことだと思いますし、

それから、目的外使用の幅を広げるっていうのは、私はいかがなもんかなとも思っております。

以上のことから、私は、本条例は、賛成討論といたします。

○滝本委員長 他にまだ言い足りないことありましたか。よろしいですか。

これで結論を出していかなきゃならないんで、一応時間もありますもんですから、他にご意見があれば、聞きますけど、よろしいですか。

楠委員。

○楠委員 本会議場で、我々は付託を受けたが、委員として反対討論は可能なんだろうかね。どうでしょう。

○滝本委員長 本人がやるっていうそれは別に構わない。議員の一員として考えればいいってことです。それでいいと思う。

○楠委員 わかりました。ありがとうございます。

○滝本委員長 それでは今まで出たところですね、一応、賛成者、それから反対者いらっしゃいますんで、ここで結論を出したいと思いますので、この議案に対して、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○滝本委員長 挙手少数により、一応この形でのままの条例を上げるということは否決という形になりますので、それで一応いきたいと思います。

委員会に付託された議案の審査、一応これで終わりという形になりますので、報告につきましては正副委員長で作成したものを、総務経済委員会を閉会した後に発表いたしますのでよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

〔午前11時11分 閉会〕

湖西市議会委員会条例第28条第1項の規定により署名する。

委員長 滝本 幸夫